

請 願・陳 情 文 書 表

(令和7年第3回土浦市議会定例会)

受理 番号	受 理 月 日	区 分	要 旨	請願・陳情者	紹介議員	付 託 委 員 会	頁
6	7.8.4	請願	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願	水戸市笠原町978-46 茨城教育会館2F 茨城県教職員組合 執行委員長 井坂 功一 ほか423名	奥谷 崇	文教厚生 委員会	P2-5
7	7.8.18	請願	ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願	茨城県鉾田市■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ KHJ 茨城県／鹿行地区 家族会 世話人代表 小林 幸弘	目黒 英一	文教厚生 委員会	P6-9
8	7.8.19	請願	上大津公民館の建て替えに関する請願書	土浦市 ■■■■■■■■■■ 上大津ブロック地区長会 会長 沖宿町地区長 ■■■■■■■■■■ ほか15名	平石 勝司	総務市民 委員会	P10-20

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための
政府予算に係る意見書採択を求める請願

土浦市
議会議長 勝田達也 様

2025年8月 4 日

紹介議員氏名 奥谷 崇 印

団体名 茨城県教職員組合

住 所 茨城県水戸市笠原町 978-46 茨城教育会館 2F

TEL 029 (301) 0221

請願代表者 茨城県教職員組合 執行委員長

氏 名 井坂 功一

ほか

423 名

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための

政府予算に係る意見書採択を求める請願

請 願 趣 旨

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかれるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、政府予算編成において裏面の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

〇〇市議会議長名 〇〇 〇〇

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は2025年度までに35人に引き下げられました。また、中学校においては2026年度から引き下げる方針となっています。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持、さらには国庫負担率2分の1への復元が必要です。

今国会では、学校の働き方改革の推進と教員の処遇改善をはかるとして、給特法等の一部改正法案が国会に提出されています。法案では、学校の働き方改革について、自治体での体制整備がはかられるものの、「業務の3分類」をはじめ実行は自治体ごとの対応となっています。確実な推進のためには、国による財源や人の配置などの支援が不可欠です。

こうした観点から、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政をすすめることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

土浦市 議会議長 勝田達也 様

2025年 8 月 18 日

紹介議員 目黒英一

団体名 KHJ 茨城県/鹿行地区家族会

(*KHJとは、「KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」)

住所 茨城県鉾田市

電話

請願代表者 KHJ 茨城県/鹿行地区家族会世話人代表

氏名 小林幸弘



ひきこもり基本法の制定を求めるための意見書採択を求める請願

要旨

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

- 1、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた支援を伴走型で行う支援体制を整えること
- 2、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること
- 3、当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願します。

ひきこもり基本法の請願書の理由

(1)厚労省のまとめによれば以下のような実態がある。

- ・2022年度からは、より住民に身近なところでの相談ができ、支援が受けられる環境づくりをめざして「ひきこもり地域支援センター」の設置主体を市町村に拡充した。

2024年度38自治体/全国自治体数1741の2%。

- ・新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始した。

2024年度110自治体、6%。

- ・また、ひきこもり支援の導入として、8つのメニュー(相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・家族会開催事業)から任意に選択し実施する「ひきこもりサポート事業」も開始した。

2024年度155自治体、9%。

すなわち、厚労省は「ひきこもり支援事業」の具体策を丁寧に示し、予算化もしたが、事業主体の市町村自治体での事業の進捗状態には大きなばらつきがあるということです。

全国的な底上げのためにも、法律の制定が必要と考えます。

(2)厚労省は、ひきこもり状態にある本人や家族に関わる際の支援の考え方やポイント、実例などを示した新たな指針を策定し、1月31日に都道府県と市町村の全自治体に通知しました。

その指針のタイトルは「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤」です。そこには次のような趣旨が込められています。

- ・一人でも多くの方が窓口で相談できるようにする

- ・ひきこもり支援のあり方を「医療モデル」から「社会モデル」に転換する

- ・ひきこもり支援では、「自律」をめざし、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走支援を継続する

全国の1741すべての地方自治体では、一刻も早くひきこもり当事者・家族の孤立・孤独状態に対して、具体的な支援策を講じていくことが求められていると考えます。

意見書（案）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
厚生労働大臣
孤独孤立対策担当大臣
財務大臣

あて

土浦市議会議長名 勝田 達也

ひきこもり基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHJ 全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に関係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したものの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

記

- 1、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、当該者のニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること
- 2、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること
- 3、当面、厚労省「ひきこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め取り組めるようにすること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書を提出する。

上大津公民館の建て替えに関する請願書

紹介議員

平石 勝司

上大津公民館の建て替えに関する請願書

趣旨

現在、土浦市におきましては、今後迎える公共施設等の一斉の老朽化に対応し、行政サービスを維持していくため、長期的な視点に立った公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、その最適な配置の実現に向けて、平成28年度に「土浦市公共施設等総合管理計画（改訂版）」を策定し、公共施設等の適正な管理に取り組んでいます。

そのため、①適切な改修・更新等の推進、②施設配置・運営適正化の推進及び③施設量適正化の3つの目標を設定し、令和37年度における施設総量（延床面積）を現在の30%を縮減することを目標に掲げています。

そのような中、五中地区におきましては、市における先行検討地区に位置付けられ、地域住民との意見交換会やアンケートで得られた意見等を踏まえ、令和6年度に「五中地区における公共施設の再編方針」が策定されました。

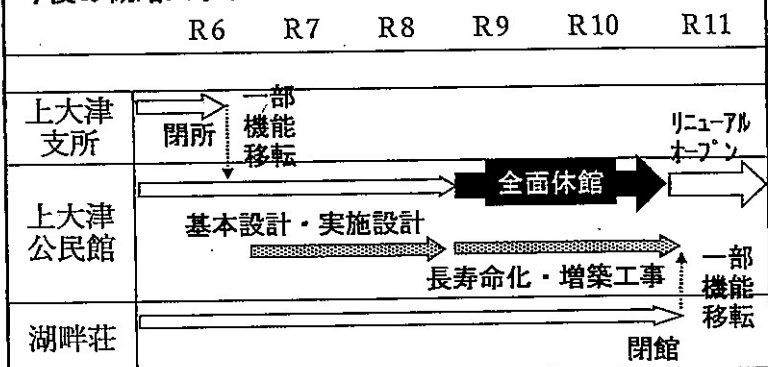
その内容としては、上大津公民館は、上大津支所及び老人福祉センター「湖畔荘」のサービスの一部移転・複合化した上で、施設を長寿命化改築・増築をすることとされました。上大津支所につきましては既に統合・廃止され、「湖畔荘」は上大津公民館の整備後に統合・廃止することとされています。その整備計画の概要としては、①延床面積は260㎡増築されます。②駐車台数は30台分増設されます。③長寿命化改築・増築概算事業費は約577,000千円で、新築・建替整備に比較して約4割、約385,000千円が節減されます。④その効果として、3つの施設を1つに統合することにより、年間の施設管理費は、約28,000千円節減され、施設総量の36.6%が縮減される見込みです。

そのスケジュールとしては、設計及び工事に合計3年～4年が見込まれ、上大津

上大津公民館（長寿命化改築・増築）の整備概要

- ① 延床面積：740㎡→約1,000㎡(260㎡の増)
- ② 駐車場：40台→70台程度(30台の増)
- ③ 概算事業費：約577,000千円
(用地取得、設計、工事費)
※建替える場合の6割程度の事業費で工事が可
(事業費で約385,000千円の節減)
- ④ 効果 年間施設運営費 65,000千円→37,000千円
・3施設→1統合施設 年間約28,000千円の節減
・施設総量 1,578㎡→約1,000㎡(約36.6%減)

今後の概略スケジュール



公民館のリニューアルオープンの時期は令和10年度～令和11年度を予定しています。そして、工事期間中の1年～1年半程度は、上大津公民館は全面休館となり、その間、公民館で行われていた地域コミュニティ活動等は、二中地区公民館及び神立地区コミュニティセンター（以下「代替公民館等」という。）に振り替えて継続していくとされています。

このことについては、3回の意見交換会において市より説明を受け、概ね理解をいたしました。しかしながら、その後、上大津ブロック地区長会において、上大津公民館の長寿命化改築・増築事業について、地域住民の要請に真正面から応えた整備について、再度検討すべく意見交換会を開催しました。その結果、①上大津公民館の地域コミュニティ活動等は、全面休館期間中は、代替地区公民館等に振り替えられますが、利用を希望する部屋、利用希望日及び時間帯が、代替公民館等の既存の利用と重複し、希望通りに予約が取れなくなる等、地域コミュニティ活動に多大な影響があるのではないかと。また、②バリアフリー化に対応し、エレベーターの設置が計画されていますが、超高齢社会の更なる進展に備え、ユニバーサルデザインに柔軟に対応出来る、平家建等での新築・整備が望ましいとの意見が出されました。

このようなことから、上大津公民館及び代替公民館等に備え付けられてある、令和6年度の使用申請予定表等を閲覧し、それぞれの公民館等の利用状況について独自に集計し、その結果を目安として利用状況等について検証をしました。

結果として、部屋別の利用状況は、別添資料の表1及びグラフ1の通り、集会室及び会議室、加えて二中地区公民館においては視聴覚室に利用が集中している状況にありました。また、曜日別の利用状況については表2及びグラフ2、グラフ3の通り、土曜日の利用が多く、利用時間帯は、午前及び午後の昼間の利用が多い状況にありました。このように利用が集中する部屋、日程及び時間帯につきましては、利用が重複し、希望通りの予約が取れにくくなることが十分考えられます。

そのようなことから、上大津公民館の利用について、部屋の種類毎、施設の利用日及び時間帯毎に、代替公民館等の利用状況に重ね合わせ、上大津公民館の利用を代替公民等に具体的に振り替えた状況についてシミュレーションをしました。

その結果は、表3及び図1の通りとなります。これは、施設を臨時的に利用する上大津公民館の活動だけを振り替えて調整したのですが、上大津公民館の832件の全ての活動について、まずは、二中地区公民館を代替施設として振り替えた場合、231件全活動の27.8%は利用が重複し振り替えられませんでした。また、神立地区コミュニティセンターを代替施設とした場合、400件、48.1%が振り替えることが出来ませんでした。その後、それぞれ振り替えられなかった活動を、二中地区公民館から神立地区コミュニティセンターへ、また、神立地区コミュニティセンターから二中地区公民館に、さらに振り替えた場合、最終的には140件に

については振り替える調整がつかず、代替公民館等以外の遠方の施設に振り替えて利用するのか、あるいは部屋の種類及び活動日程について変更することを余儀なくされ、活動を継続していく上で、大きな障壁となることが想定されます。これは、上大津公民館の全活動の16.8%、約6分の1の活動にあたるものであり、許容できる状況ではありません。

また、上大津公民館、二中地区公民館及び神立地区コミュニティセンターの三つの公民館等の利用件数の合計は、表4の通り4,556件となり、市内の他の公民館の1.6倍～2.4倍の利用件数となります。このような多くの利用の中で、上大津公民館の利用者自らが、代替公民館等の予約の空き状況を確認し、希望に沿った予約を取ることは、極めて煩雑な手続きになるものと危惧されます。

このことは、公民館の休館期間中ばかりでなく、これまで長年培ってきた地域コミュニティ活動等の意欲を失わせる結果になり兼ねず、また、休館中の活動が休止される可能性もあり、コロナ禍時と同様に、休止後の再開には多大な労力を要するなど、今後の活動の存続等について大きな影響があるものと考えられます。

これは、これまで長年に亘り「協働のまちづくり」を標榜してきた、市の将来にとっても、様々な課題を残す結果になるものと考えています。また仮に、市において利用の調整を代行してくれることになったとしても、利用予約を振替・調整する手間は軽減されますが、結果的には、上大津公民館の全活動の拠点が変更になることに加え、16.8%の活動については、振り替えられないなど、上大津公民館と同様の環境での活動の継続が、困難になることには変わりはありません。

また、五中地区の65歳以上の高齢人口及び人口構成はグラフ4のとおり、令和4年度の4,646人、24.9%から令和34年度には5,018人、38.0%に増加するなど、超高齢社会の状況は増々進展し、公民館の利用については、さらに高齢者中心にシフトしていくことが見込まれます。そのようなことから、これからは、バリアフリー機能等の充実に、なお一層、柔軟に対応できるように、平家建等による施設の新築・整備が望まれるものであります。

以上の状況を十分勘案し、五中地区につきましては、市における「土浦市公共施設等総合管理計画（改訂版）」に基づく先行検討地区に位置し、今後の、市全体の公共施設の整備に多大な影響を与える可能性があります。「五中地区における公共施設の再編方針」を見直し、施設を新築した後、既存施設を解体するなど、地域コミュニティ活動の継続及び更なる充実に向けて、公民館の機能を継続させた施設の整備を望むものであります。そのようなことから上大津公民館について、長寿命化改築・増築の計画を見直し、建替・新築による整備とし、平家建等バリアフリー機能等に柔軟に対応できる計画としていただくことを、上大津ブロック地区長会の総意をもって請願します。

請願事項

1. 上大津公民館について、建替・新築により整備すること。
2. 建替・新築により整備する場合は、平家建等、超高齢社会に対応した整備とすること。

令和7年8月19日

請願者の住所・氏名

代表者

役 職	氏 名	住 所	印
上大津ブロック 地区長会会長 沖宿町地区長		土浦市	

(その他請願者、別添の通り)

土浦市議会議長 勝田 達也 殿

その他請願者

役 職	氏 名	住 所	印
上大津ブロック 地区長会副会長 手野町地区長		土浦市	
上大津ブロック 地区長会副会長 菅谷町地区長		土浦市	
上大津ブロック 地区長会副会長 神立中央三丁目 地区長		土浦市	
田村町地区長		土浦市	
神立1区東 地区長		土浦市	
神立1区中 地区長		土浦市	
神立1区西 地区長		土浦市	
神立中央一・二 丁目地区長		土浦市	
神立中央四丁目 地区長		土浦市	
神立中央五丁目 地区長		土浦市	

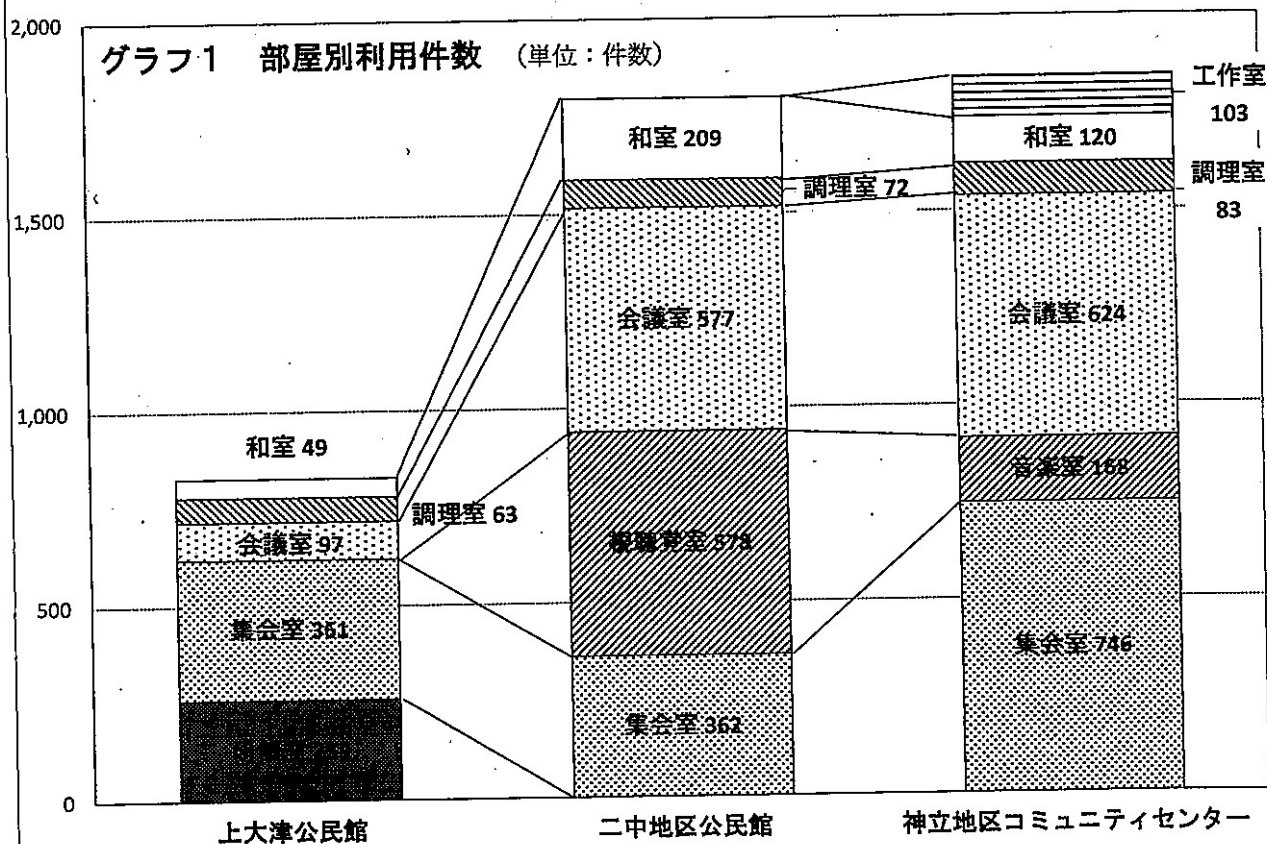
役 職	氏 名	住 所	印
神立東一・二丁目地区長		土浦市	
中神立町地区長		土浦市	
白鳥町地区長		土浦市	
白鳥新町地区長		土浦市	
おおつ野地区長		土浦市	

(資料 令和6年度使用申請予定表を独自に集計した結果)

表1 部屋別利用件数

(単位：件数)

部屋別	上大津公民館				二中地区公民館				神立地区コミュニティセンター				総 計			
	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計
研修室	126	117	16	259	/	/	/	/	/	/	/	/	126	117	16	259
集会室	109	115	137	361	180	131	51	362	305	281	160	746	594	527	348	1,469
視聴覚室等	/	/	/	/	273	243	62	578	93	61	14	168	366	304	76	746
会議室	33	59	6	98	102	200	33	335	215	102	23	340	350	361	62	773
会議室2	/	/	/	/	78	146	23	247	176	69	39	284	254	215	62	531
調理室	29	32	2	63	63	9		72	52	31		83	144	72	2	218
和室	25	25	1	51	72	124		196	60	31	30	121	157	180	31	368
和室2	/	/	/	/	44	9		53	/	/	/	/	44	9		53
和室3	/	/	/	/	28	7	1	36	/	/	/	/	28	7	1	36
工作室	/	/	/	/	/	/	/	/	73	29	1	103	73	29	1	103
合計	322	348	162	832	840	869	170	1,879	974	604	267	1,845	2,136	1,821	599	4,556

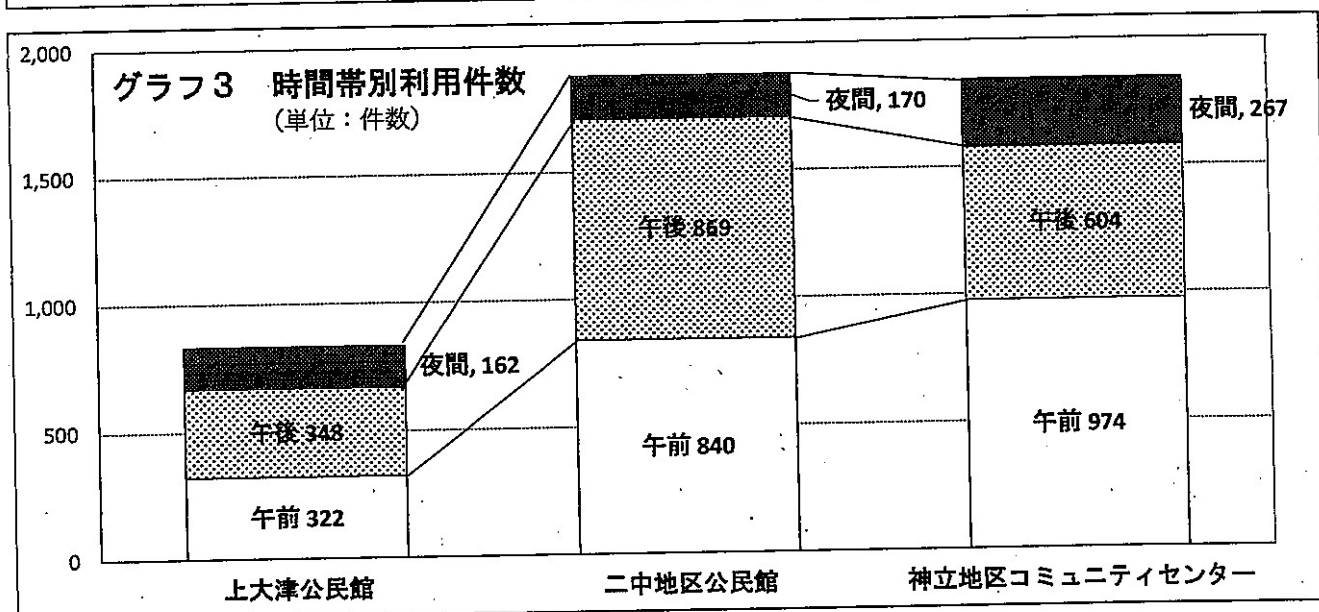
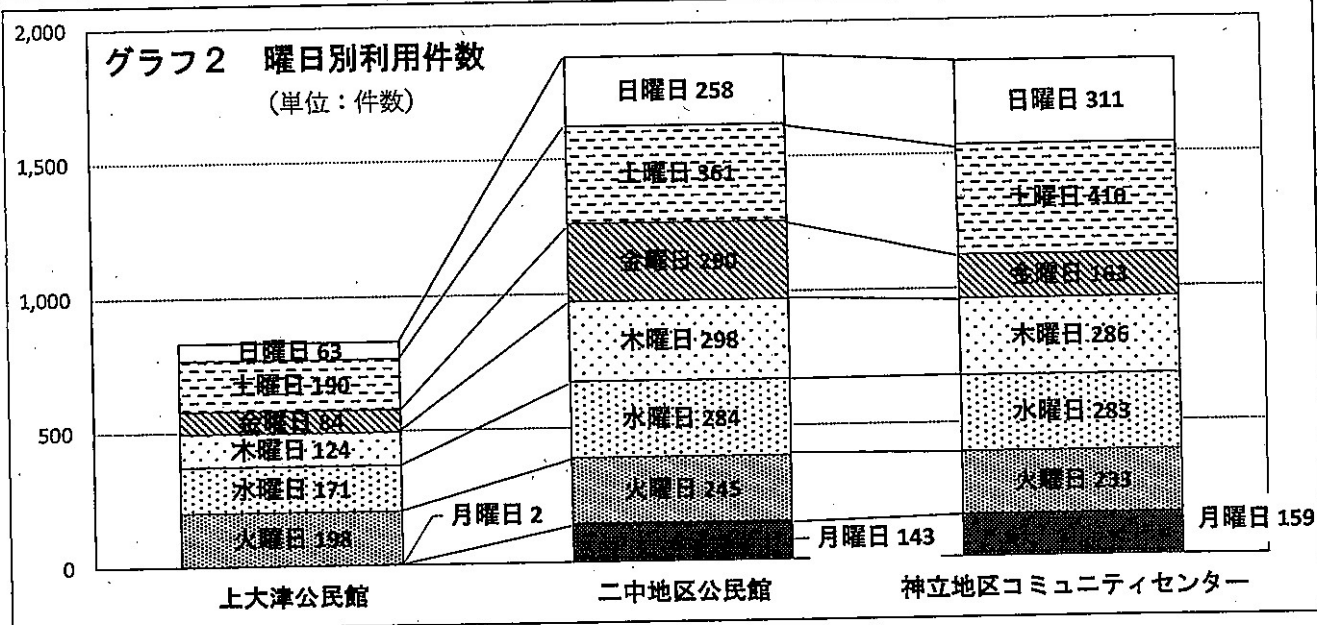


- ・三施設ともに、集会室、会議室（研修室を含む）の利用が集中している。
- ・二中地区公民館は、視聴覚室の利用が多い。

表2 曜日別利用件数

(単位：件数)

曜日別	上大津公民館				二中地区公民館				神立地区コミュニティセンター				総 計			
	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計	午前	午後	夜間	合計
月曜日		2		2	52	91		143	82	68	9	159	134	161	9	304
火曜日	88	67	43	198	86	144	15	245	95	84	54	233	269	295	112	676
水曜日	54	68	49	171	168	66	50	284	164	67	52	283	386	201	151	738
木曜日	41	77	6	124	123	152	23	298	168	85	33	286	332	314	62	708
金曜日	17	18	49	84	120	137	33	290	76	49	38	163	213	204	120	537
土曜日	95	88	7	190	163	164	34	361	189	152	69	410	447	404	110	961
日曜日	27	28	8	63	128	115	15	258	200	99	12	311	355	242	35	632
合計	322	348	162	832	840	869	170	1,879	974	604	267	1,845	2,136	1,821	599	4,556



・三施設ともに土曜日の利用が多い。また、昼間の時間帯の利用が多い。

表3 上大津公民館及び代替公民館等で部屋別に活動が重複する件数

(単位：件数、%)

	上大津公民館 利用状況 (A)	活動する部屋の種類、活動日及び時間帯が重複し利用の変更が必要となる件数					
		二中公を代替施設 とする場合 (B)	B — A	神立コセンを代替施設 とする場合 (C)	C — A	二つの施設を代替施設 とする場合 (D)	D/A
集会室	361	124	34.3	268	74.2	98	27.1
会議室等	357	96	26.9	116	32.5	39	10.9
調理室	63	4	6.3	5	7.9		
和室	51	7	13.7	11	21.6	3	5.9
合計	832	231	27.8	400	48.1	140	16.8

(試算方法)

- ・集計区分は、会議室等（研修室、会議室、会議室2）、視聴覚室（神立地区コミュニティセンターは音楽室）、和室（和室、和室2、和室3）、調理室の区分で集計した。図書室、保育室、ロビーについては予約数も数件であり集計外とした。
- ・上大津公民館の研修室については、会議室の利用に振り替えて集計した。また、会議室の利用と重複する場合は、二中地区公民館及び神立地区コミュニティセンターとの代替利用を勘案し、会議室2利用枠を仮に設定し、振り替え集計した。
- ・二中地区公民館の和室については、和室1、和室2及び和室3の別々に集計した。そのようなことから、公表されている数値等と一致しない。
- ・会議室及び和室については、二つの公民館等との利用が重複した場合、会議室2及び和室2、和室3に順次振り替え、最終的に利用の重複が解消されなかった活動等の件数について集計した。
- ・その結果、図1の通り、上大津公民館の832件の利用について、二中地区公民館を代替施設として振り替えて利用した場合231件が、部屋の種類、利用日時が重複し振り替えられなかった。また、神立地区コミュニティセンターを代替施設として振り替えて利用した場合400件が、部屋の種類、利用日時が重複し振り替えられなかった。
- ・その後、二中地区公民館から神立地区コミュニティセンターへ、また、神立地区コミュニティセンターから二中地区公民館に振り替えた場合、最終的には140件が、重複が解消されずに振り替えられず、更に別な施設を探すのか、日時を変更しなくてはならない状況が見込まれる。

図1 代替公民館等への振り替え状況

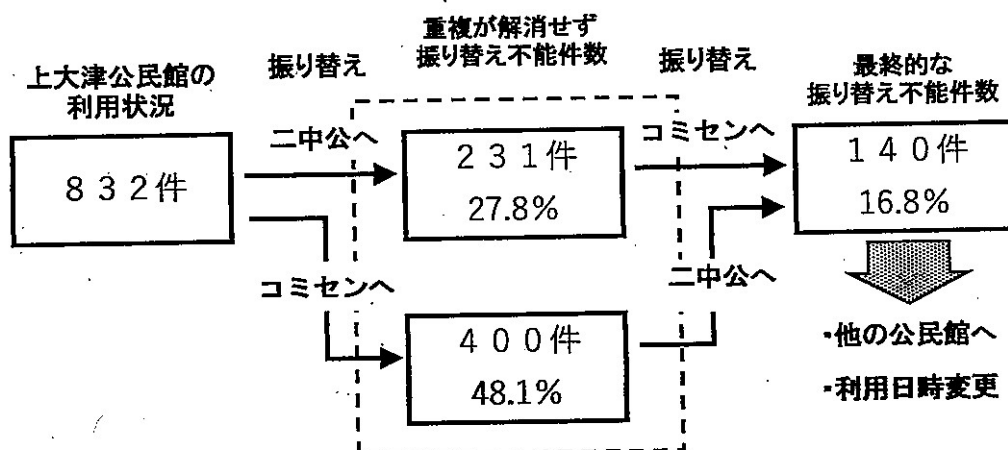


表4 各公民館の令和6年度利用件数(上大津公民館提供資料)

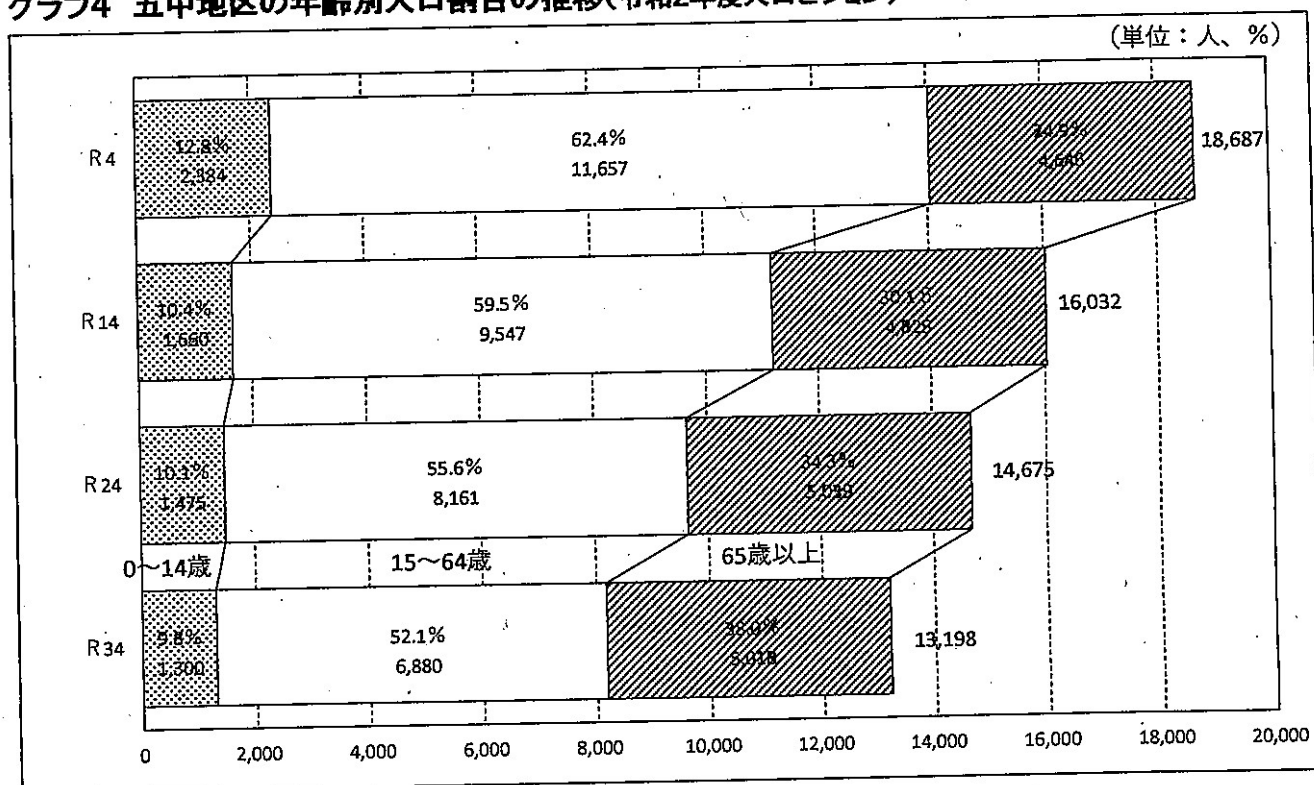
(単位：件数)

区分	件数	区分	件数
一中地区公民館	2,924	六中地区公民館	2,899
二中地区公民館	1,879	都和公民館	1,894
三中地区公民館	2,878	新治地区公民館	2,383
四中地区公民館	2,652	神立地区コミュニティセンター	1,845
上大津公民館	832	計	20,186

上大津公民館、二中地区公民館及び神立地区コミュニティセンターの利用件数の合計は4,556件(独自集計の利用件数とした)となり、利用件数が一番多い、一中地区公民館の2,924件と比較しても1.6倍を超える状況にある。

グラフ4 五中地区の年齢別人口割合の推移(令和2年度人口ビジョン)

(単位：人、%)



五中地区の全体の人口は減少が見込まれるが、65歳以上の人口は、今後20年間は増加する見込みになっている。